主

原判決を左の如く変更する。

被控訴人を控訴人に対し金八十九万七千八百八十円及之に対する昭和二十八年四月二十五日以降完済迄年五歩の割合による金員を支払え。

控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じて之を三分し其の一を控訴人の負担、其の余を被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は原判決を取消す、被控訴人は控訴人に対し金百十九万七千八百八十 円及之に対する昭和二十八年四月二十五日以降完済迄年六分の割合による金員を支 払え、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め被控訴代理人 は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は左記の外原判決事実摘示と同一であるから之を引用 する。

控訴代理人の陳述

一、 原判決二枚目表五行目に「金四十七円」とあるを「金百四十七円」と同二枚目表七行目以下「其の後同年三月二十日附で」とあるを「其の後同年二月二日附で」と夫々訂正して陳述する。

二、 訴外A、B、Cの行為は被控訴人の事務執行につき為したる不法行為であり従つて被控訴人は民法第七百十五号若くは同法第四十四条の損害賠償義務を負うものであつて訴外株式会社愛知県農村工業協会より控訴人への債権譲渡は右協会が被控訴人に対して有していた前記損害賠償債権をも包含していたものであつて右協会は之を明かにする為昭和二十九年十月八日其の旨被控人に通知し右通知は同月十日被控訴人に到達した。

証拠として控訴代理人は甲第一乃至三号証、同第四号証ノー、二、同第五乃至八号証を提出し原審証人D、E、Fの各証言、当審証人Fの証言を援用し、乙第一、二号証、同第五号証の成立は不知、爾余の乙号各証の成立を認め、被控訴代理人は乙第一、二号証、同第三号証ノー、二、同第四、五号証を提出し原審証人G、C、Bの各証言、当審証人C、Bの各証言を援用し、甲第一号証、同第四号証ノー、二の印影を認めるも其の余は不知、同第二、三、五号証の成立は不知、同第六、七、八号証の成立を認めると述べた。

理 中

印影が被控訴組合の印影なること当事者間争なき甲第一号証、同第四号証ノー、二、当審証人Fの証言によりて真正に成立したものと認め得べき甲第二、三号証、当審証人Cの証言によりて真正に成立したものと認め得べき乙第五号証、原審し、E、F、Bのことができる。

一、 被控訴組合は昭和二十八年当時理事十三名を有し其の内組合を代表すべきものは組合長理事C及専務理事Bの二名であり、使用人として事務員A外四名あって信用係、販売購買斡旋係、精米係、利用係に分ちて夫々の事務に従事せしめAは販売購買斡旋係の事務をさせていたが組合の業務は凡て組合長C又は専務理事と之を決裁して行いA等事務員には外部に対して契約の締結其の他何等の代理権を与えていなかつた、そして被控訴組合が当時行つていた販売購買上の事業はa村内の農産物である甘藷、柿、蜜柑、各種の野菜類の販売、農業薬品、苗木の購入等であって被控訴組合は澱粉製造をしておらず同村内では澱粉は生産されていなかったも甘藷は生の侭俵で取引をしていたのであつて被控訴組合は澱粉の販売を事業として行っていなかった。

二、昭和二十八年二月十二、三日頃訴外E、仲介業訴外Hが訴外株式会社愛知 県農村工業協会(以下単に訴外協会と略称す)を訪れ右Hは右Eを被控訴組合の嘱 託なりと偽り紹介し被控訴組合がa村でとれた甘藷を他の工場に委託加工させて作 つた澱粉が被控訴組合に二万五千貫あるが此の内二万貫を買わぬかと勧誘し其の後 価格等について交渉を継続し同月十九日関西線相河駅前旅館に右協会の常務取締役 D、前記H、E及控訴組合事務員Aが会合し、Aは被控訴組合の販売購買係をして おり同組合の責任者だと言つたのでDは、一応Aに代理権があるものと信じ、ここ にD、Aは買主右訴外協会、売主被控訴組合、売買の目的物被控訴組合が保有する 乾燥澱粉二万貫、但一等品六割、二等品四割、単価貫当金百四十七円、但し工場渡 価格一、二等品同価、履行期昭和二十八年三月十五日、それ以後は無効とする旨の 契約をすることにしAは「組合長と相談して来る」とDを偽つて被控訴組合事務所に赴き前記組合長C及専務理事Bの不知の間に被控訴組合の印章を檀に使用して前記契約条項を記載した甲第一号証契約書を作成して右旅館に立戻り之を右Dに渡した。

三、 訴外協会の代表取締役 F は右澱粉取引につき被控訴組合との間に契約の成立したことを確実ならしむる為めに手附金十万円は前記 A に交付しないで之を直接被控訴組合に送付することにし其の結果訴外協会は右手附金を昭和二十八年二月二十日被控訴組合に電報送金を為し「澱粉手附十万円松阪勧銀電送した、取れ」なる文意の電報を被控訴組合に宛てて発信人たる訴外協会を其の名称中の農、工の文字をとつて「ノコ」を表示して打電した。

六、 Aは前記森永製菓振出の九十八万円の約束手形は訴外斎宮村農業協同組合に渡しH、E、A等は昭和二十八年三月四、五日頃二等品澱粉三千九百六十貫金額五十八万二千百二十円相当(前記二、の訴外協会との契約単価による価格)を右斎宮村農業協同組合から出させて之を関西線相河駅に到着せしめて訴外協会に引渡したが其の後はA等は前記二、の契約数量の澱粉を右協会に送荷せず同年三月十五日の引渡最終期限を経過した。

七、訴外協会はAに対して厳重に残余の澱粉を引渡すよう請求したが其の効果がないので昭和二十八年三月二十一日訴外協会常務取締役Dは被控訴組合長C及専務理事Bに面接して澱粉の引渡を要求したが右C、Bは被控訴組合はそのような約はしておらすAのやつたことは知らないと言つて拒絶したが、右Dは昭和二十年三月二十三日被控訴組合事務所近在の旅館栄亭にAを呼び寄せて解決を要求した結果Aは澱粉の引渡が到底出来ないので契約を解消することにし前記手附金前渡合計百四十八万円から送荷済の澱粉代金五十八万二千百二十円を差引いた金八十五万七千八百八十円に訴外協会が契約に関して費消した旅費日当等を含めた損害ことを加算した金百十九万七千八百八十円を訴外協会に支払うこととしAは被控訴組合の印章を管に使用して作成した振出人被控訴組合名義の額面七十三万円及七十五万円の約束手形を前記Dに渡した。

八、 被控訴組合は昭和二十八年三月二十七日理事会を開きAを取調べたところ Aは被控訴組合の印鑑を無断で使つて前記二、の如き澱粉売買契約をしたことを認 めたが其の後Aは所在判明せず且無資力で結局訴外協会はAからは何等の弁償を受 け得る見込がない。

以上の如き事実関係であるところ控訴人は先ず第一に前記二、の澱粉の売買契約はAが代理権に基き被控訴組合の代理人として之を締結したものであり仮に代理権 踰越であるとするも買主訴外協会はAに代理権ありと信ずべき正当な理由があった から被控訴組合は右契約の履行乃至不履行による損害賠償義務があると主張するけれども前記一、乃至八、の事実関係から見ればAが本件澱粉売買契約を為す代理権 を有していなかつたことは明白であり且前記一、の如くAは被控訴組合の事務上何等の代理権を与えられていなかつたのであるから代理権の踰越ということもないの であつて従つて訴外協会かAに代理権ありと誤信したことに相当の理由があつても 民法第百十条によつて被控訴組合に契約上の義務を負わしめることはできない。

次に控訴人は仮に被控訴組合に本件澱粉売買契約上の義務なしとするも被控訴組 合の使用人Aが被控訴組合の代理権を詐称して訴外協会に損害を蒙らせたのは被控 訴組合の業務執行上の不法行為であるから被控訴〈要旨〉組合は民法第七百十五条に より損害賠償義務ありと主張するので按ずるに同法条に所謂事業とは外形上使用 者〈/要旨〉の事業に属する行為又はこれと適当な索連関係にある行為をすることを以 て足り当時被控訴組合は現実に甘藷澱粉を取扱つていなかつたとしても甘藷澱粉加 工やその販買は外形上農業協同組合たる被控訴組合の事業と解するに何等差支はな い。更に本件のような契約において被用者が使用者の事業を執行したとするには当 該契約の衝に当つた被用者の地位、職務等その他その被用者がその事業を執行する ものと信じたことが無理からぬと思われる事情の存することを要するものと解せら れる。蓋し当該契約に際し相手方となった被用者の地位、職務その他の状況から客観的にその被用者にそのような事業の執行をする権限のあることが疑われるような場合であるに拘らず不注意にもこれと契約し因って損害を蒙ったとしてもかかる当事者の損害迄も使用者をして補償せしめることは苛酷に過ぎるからである。而して 訴外愛知農村工業協会が前示一、において認定したような地位、職務を有するにす ぎない被控訴組合の一職員たるAのみを相手として事前に被控訴組合について調査 する等適当の処置も採らず且つ被控訴組合の規模から見て本件のような大量の澱粉 取引契約を容易く締結したことは軽卒というの外なく(現に右協会も手附金十万円はAに手交せず被控訴組合へ電送していることはAに全面的信頼を置き得なかつたことを示している)他に右協会がAにおいてそのような権限を有するとか又控訴組合においてその契約を承認しているものと信ずることが客観的に無理からぬと思わ れる状況のない限り到底Aの本件契約に関する行為を以て被控訴組合の事業執行と しAの行為による損害を被控訴組合をして負担せしめ得ないのである。 訴外Bは前記一、の如く被控訴組合の代表理事であり従つて外部から被控訴組合宛 に取引上送金された金員を受領するか或は之が受領を拒否するかは代表理事の職務 執行そのものであり且前記一、の如く事実被控訴組合の業務はBの決裁を待つて行われていたのである。そしてBは前記三、の外く訴外協会が被控訴組合に宛てた澱粉売買の手附金十万円を電送する旨の電報を見て読んでおり其の発信人の表示は単 に「ノコ」とありて訴外協会を示すものとして不充分であつても前記四、の如くB はAから予め訴外協会から電報送金があることを告げられていたのであるからBは 当然且容易に訴外協会が被控訴組合と澱粉売買契約を締結したと誤信して其の手附 金十万円を送付するものであることを知り得べき状況であつたのであつて従つて前 記の如く右契約を承認する意思のなかつた以上直に右金員受領拒絶を訴外協会に知

らしめて訴外協会をして誤信から免れしむべきであつたのに拘らず事茲に出でずAが前記四、の如く被控訴組合の印鑑を使用して被控訴組合の名において右送金に係 る金員を受領することを漫然と黙認し以てAをして遂に右十万円を受取らしめるに 到つたものであつて訴外協会としては前示打電の上被控訴組合名義において右十万 円が受領された限り本件澱粉取引は少くとも被控訴組合の諒解するものと信ずるこ とは客観的に無理からぬ状況が存したものというべく因つて右協会の蒙つた損害は 民法第四十四条の問題を論ずる迄もなく同法第七百十五条によつて右Bの過失ある 態容を背景としてAが使用者たる被控訴組合の事業を執行して因つて第三者に与えた損害として被控訴組合においてこれを賠償すべきことは明かである(荷被控訴組 合かAの選任監督について過失なき旨の立証がないのみならず却つて原審並当審に おける証人C同Bの各証言によればその選任監督の不十分なりしことを窺ひう そこで被控訴組合の負うべき損害賠償義務の範囲について考えるに前記電文 は澱粉手附金十万円とあつて契約数量、代価等は示していないけれとも十万円の手 附金は相当な金額であつて契約数量及総代金も亦相当なものであることは容易に予見し得べく且前記四、五、のBとAとの交渉関係から見て訴外協会の誤信は被控訴組合職員なるAの行動と関係があることはBにおいて容易に察知し得べき状況であ つたと謂えるから訴外協会がAと交渉して該契約を遂行して現実に蒙つた損害は被 控訴組合の賠償責任あるものである。従つて訴外協会は前記手附金十万円、小切手 金四十万円、約束手形金九十八万円合計百四十八万円を出捐したことに対し前記 六、七、八、の如く五十八万二千百二十円相当の澱粉を入手し得たのみで其の余は 回収の見込がないのであるから其の差額八十九万七千八百八十円の損害は右協会が 被控訴組合に対して之が賠償を請求し得べきものと謂わなければならない。

控訴人は右損害の外に尚訴外協会がAの詐欺を信じて契約を為すに当り旅費日当等を含めた無益な出費による損害金三十万円ありと主張するも此の損害の証明はない。当審証人Fの証言も漠然としていて其の証拠と為し難い。尤も前記七、の如くAは訴外協会と接渉の際前記三十万円の損害を協定しているけれども右も亦訴外協会が前記の如き現実に蒙つた損害を知るべき証拠と為すに足りない。

そして原審及当審証人Fの証言右証言によりて真正に成立したものと認め得べき 甲第五号証、成立に争なき甲第六、七、八号証によれば訴外協会は被控訴組合の代 表理事の加害行為による損害賠償債権をも昭和二十八年四月五日控訴人に譲渡し且 訴外協会は右同日被控訴組合に右債権譲渡の通知をしたことが認められる。

されば控訴人の本訴請求中被控訴人に対し前記金八十九万七千八百八十円及之に 対する本件訴状送達の翌日なること記録上明かな昭和二十八年四月二十五日以降年 五分の損害金の支払を求める限度において理由があるから之を認容すべきであるが 其の余は失当として之を棄却すべきである。

仍で原判決を変更すべく民事訴訟法第三百八十六条、第九十六条、第九十二条に 従い主文の如く判決する。

(裁判長裁判官 山田市平 裁判官 県宏 裁判官 小沢三朗)